

○芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則

昭和53年4月1日教委規則第1号

改正

昭和57年12月29日教育委員会規則第3号

平成8年12月18日教育委員会規則第7号

平成10年2月26日教育委員会規則第4号

平成11年2月23日教育委員会規則第3号

平成12年1月31日教育委員会規則第2号

平成15年12月26日教育委員会規則第17号

平成16年3月25日教育委員会規則第6号

平成16年4月26日教育委員会規則第13号

平成17年10月20日教育委員会規則第4号

平成18年12月26日教育委員会規則第5号

平成27年2月26日教育委員会規則第2号

令和3年2月25日教育委員会規則第1号

令和4年2月22日教育委員会規則第1号

芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(館長)

第1条の2 館長は生涯学習課長をもってあてる。

(使用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により芽室町総合体育館（以下「体育館」という。）の使用許可を受けようとする者は、その使用する日の3箇月前から前日までに体育館使用許可申請書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 個人使用については、前項の規定にかかわらず、使用の当日指定管理者に申し出て許可を受けなければならない。

3 前項の場合は、体育館使用者名簿（第2号様式）に記帳して使用するものとする。

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により使用を許可したときは、体育館使用

許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用にあたっては使用許可書を携帯し、指定管理者の要求があったとき直ちに提示しなければならない。

（許可条件の変更等）

第4条 使用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない。

（使用期間の制限）

第5条 体育館の使用期間は、次のとおりとする。

（1）アマチュアスポーツ団体が体育館を使用する場合は、引続き5日を超えることができない。

（2）町外の使用者及び収益等を目的として使用する者並びにスポーツ以外の催物等で使用する場合は、引続き2日を超えることができない。

2 前項各号の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、体育館使用取消願（第4号様式）に使用許可書を添え指定管理者に提出しなければならない。

（不許可の通知）

第6条 条例第8条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（使用料の納入）

第7条 使用者は、条例第9条第2項の規定により使用許可書の交付を受けるときに使用料を納入しなければならない。

2 個人使用は当日券、共通回数券（第5号様式）、6か月券（第5号様式の2）により使用するものとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

（1）町内の中学生以下が使用するときは、個人使用料及び団体使用料を免除するものとする。

（2）町外の中学生以下が使用するときは、個人使用料は免除し、団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含

む。) で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(3) 高校生が使用するときは、個人使用料及び団体使用料はその使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的で使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(4) 大人との混成団体でその半数以上が町内の中学生以下の場合の団体使用料は、その使用料の5割を減額するものとする。

(5) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を所持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により還付する使用料の割合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能になったとき 全額

(2) 条例第14条第3号の規定により使用許可を取消したとき 全額

(3) 使用日の前日までに使用の変更又は取り消しを申し出て委員会が相当の理由があると認めたとき 5割

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、体育館使用料還付申請書（第6号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(特別設備の承認)

第10条 条例第13条に規定する特別の施設、設備を設け、又は特別物件を搬入しようとする者は、体育館特別設備等設置承認申請書（第7号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、体育館特別設備等設置承認書（第8号様式）を申請者に交付するものとする。

(プログラム等の提出)

第11条 体育館で行う体育競技大会その他これに類する催物のために使用しようとする者は、事前にプログラム等を定め指定管理者に提出しなければならない。

(指定管理者の立入)

第12条 指定管理者は、体育館管理に必要があると認めたときは、使用場所に立ち入

ることができる。

(使用者、入館者の遵守事項)

第13条 使用者又は入館者（敷地内に立ち入る者も含む。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備以外は使用しないこと。
- (3) 許可なく体育館内外（敷地内も含む。）で物品の配布又は販売、金品の募金寄附、飲食物の提供等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく広告宣伝物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (5) 入館者の整理を適切に行うこと。
- (6) 使用後は、必ず指定管理者の点検を受けること。
- (7) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (10) 騒音を発し、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (12) その他指定管理者の指示に従うこと。
- (13) 前各号のほか、教育長が別に定める使用心得を守ること。

(入館者の規制)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、入館することができない。

- (1) 保護者の同伴しない未就学児童
 - (2) その他指定管理者が明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者
- (損害賠償の免責)

第15条 使用者が条例第14条の規定により体育館の使用等の許可を取り消され、又は使用等を制限されたため損害を受けることがあっても町及び指定管理者は、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第16条 条例第16条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 減失 残存価格に見合う額

(利用券の有効期間)

第17条 条例第9条に規定する別表の使用料の利用券の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 当日券 発行した日
- (2) 共通回数券 発行日の属する年度の3月31日
- (3) 6か月券 発行日から6か月経過する日まで

(委員会による管理)

第18条 第2条から第5条及び第10条から第15条の規定は、指定管理者に代わって、委員会が体育館の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第2条、第3条第1項、第4条、第5条、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、第3条第2項及び第13条中「指定管理者」とあるのは「係員」と、第12条の見出し中「指定管理者」とあるのは「係員」と、同条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「立ち入る」とあるのは「係員を立ち入らせる」と、第14条第2号中「指定管理者」とあるのは「館長」と、第15条中「町及び指定管理者」とあるのは「町」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年教委規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年教委規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年教委規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月26日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日教委規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日教委規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式（省略）